

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年10月11日付けで不存在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年9月25日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「第163回埼玉県情報公開審査会第二部会（令和4年7月29日開催）および第164回埼玉県情報公開審査会第二部会（令和4年9月12日開催）の議事録を録音した音声データ」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、令和4年10月11日付けで、開示請求のあった公文書は担当者が議事録を作成するために、個人的なメモとして録音したものであり、組織的に保有しているものではないことから、埼玉県情報公開条例第2条第2項で規定する公文書に該当しないとして公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年10月15日付けで、実施機関に対し、処分の取り消し又は開示しない理由を訂正することを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年1月27日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和5年2月21日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

処分の取り消し、もしくは開示しない理由を訂正するよう求める。

(2) 審査請求の理由

開示請求に係る議事の音声データが「担当者が議事録を作成するために録音したもの」であるなら、それは「行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で行っている」ことであるから、「公的立場において作成し、又は取得したもの」に該当する。

議事を録音した音声データ（電磁的記録）が、作成又は取得に関与した「職員個人のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態にある」ことは明らかである。

すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、他の職員も職務上利用する可能性を有するものであり、保存又は廃棄が当該職員の判断だけで処理できるものでもなく、組織として管理している職員共用の保存場所（金庫・ロッカー・書庫等）に保存されていることなどを、総合的に考慮して実質的な判断を行えば「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に他ならない。したがって、開示請求に係る公文書は存在することから、開示しない理由は誤りである。

(3) 反論書の趣旨

会議録（＝議事録）の作成に当たり、担当職員が記録の正確性を確保すべく、いわゆる「メモ」として「ICレコーダー」を用いて録音した「録音データ」（従前は、「テープレコーダー」を用いた「録音テープ」）は、会議録の作成が完了した場合には消却されるものであるからして「公文書」に該当するか問題になるが、最高裁・平成16年11月18日第一小法廷判決は、会議録作成のためのメモとして用いられている「録音テープ」についても、公文書に該当する旨を判示している。

開示請求に係る「情報公開審査会の議事の録音データ」は、担当職員が議事録を

作成するために録音したものであるから、「行政機関の職員が公的立場において作成したもの」になる。

これは、個人の所有物ではなく、いわば、公共の財産なのであり、録音した時点から、当該職員が所属する組織で共用する「公文書」に該当する。

次元の異なる些細な事例だが、窓口に置かれている、来庁者が申請書を書くためのボールペンを、職員が自宅に持ち帰って使えば窃盗罪が成立する。ICレコーダーは、職員個人の私費（ポケットマネー）で購入したものではないし開示請求に係る「情報公開審査会の議事の録音データ」は、当該職員が職場（所属する組織）から持ち出して自宅に持ち帰ることなど許されるものでもなく、紛失の虞のある個人の更衣室のロッカーなどに置かれているはずもなく「所属する組織」において厳重に管理・保管されていることは明らかである。

仮に、当該職員が新型コロナウイルス感染症に罹患するなど、勤務を継続できない事態に陥ることを想定すれば、「所属する組織」の他の職員が職務を交代して、録音データを使用して議事録を作成しなければならなくなる事態は容易に想像できるのであるから、当該職員が所属する組織として「録音データ」を共用しなければならないのは当然のことである。

以上のような事情を総合的に考慮して実質的な判断を行えば、開示請求に係る「情報公開審査会の議事の録音データ」の作成・保存、さらには廃棄が当該職員の個人的な判断だけで決定され処理されるような性質のものでないのは明白であり、当然の帰結として「実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの」に該当することになる。

実施機関が開示しない理由について「開示請求に係る議事の音声データについては担当者が議事録を作成するために、個人的なメモとして録音したものであり、組織的に保有しているものではない」としているのは完全に誤りである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 公文書の定義について

条例第2条第2項に「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第十条及び第十八条において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

(2) 議事を録音した電磁的記録の公文書該当性について

議事録の作成については、埼玉県情報公開審査会運営要領（以下「運営要領」という。）第28条第1項において、「総会又は部会の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した議事録を作成するものとする。」と規定されており、情報公開審査会の部会を開催したときは、運営要領に基づき議事録を作成している。担当職員は当該議事録を作成する便宜のためにICレコーダーによる録音を行っており、当該音声データは、担当職員が議事録を作成した後、速やかに廃棄している。したがって、情報公開審査会の議事を録音した電磁的記録は、議事録を作成するために担当職員のみが一時的に保存し、使用しているものであることから、条例第2条第2項でいう、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」には該当しないため、公文書に該当しない。

(3) 審査請求の趣旨のうち、「開示しない理由の訂正を求めます」について

処分庁は本件処分において、開示しない理由について「開示請求に係る議事の音声データについては、担当者が議事録を作成するために、個人的なメモとして録音したものであり、組織的に保有しているものではないことから、埼玉県情報公開条例第2条第2項で規定する公文書に該当しない」旨を記載の上、「開示請求に係る公文書は存在しないことから不開示決定とする」旨記載している。（2）で主張したとおり、本件処分は、音声データは組織的に保有しているものではなく、開示請求に係る公文書は存在しないことを理由に行ったものであることから、本件処分に

おける処分理由の提示は妥当である。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、令和4年7月29日に開催された第163回埼玉県情報公開審査会第二部会の議事及び令和4年9月12日に開催された第164回埼玉県情報公開審査会第二部会の議事を録音した電磁的記録について、実施機関が条例第2条第2項で規定する公文書に該当しないことを理由として行った公文書不開示決定である。

審査請求人は、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、他の職員も職務上利用する可能性を有するものであり、保存又は廃棄が当該職員の判断だけで処理できるものでもなく、組織として管理している職員共用の保存場所（金庫・ロッカー・書庫等）に保存されていることなどを総合的に考慮して実質的な判断を行えば、「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に他ならず、開示請求に係る公文書は存在することから、開示しない理由は誤りであると主張している。

このため、当審査会では、条例第2条第2項で規定する公文書に該当しないという理由に基づく本件処分の妥当性について検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 開示請求の対象となる公文書に該当する要件について

公文書の定義として、条例第2条第2項は、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定めている。また、「実施機関」については、同条第1項で「この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。」と定めている。「実施機関」とは、開示請求等に

係る事務を処理する基本的な組織の単位であり、県において行政組織規則等により定められている地方自治法（昭和22年法律第67号）、警察法（昭和29年法律第162号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）によって独立して事務を管理し、執行することができる機関を指す。

「実施機関の職員」とは、「実施機関」の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員であり、「職務上作成し、又は取得した」とは、「実施機関」の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的な立場において作成し、又は取得したことをいう。また、「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該「実施機関」の組織において業務上必要なものとして、利用・保存されている状態のもの（組織共用文書）をいい、「保有しているもの」とは、当該「実施機関」が所持している文書をいう。

イ 開示請求の対象となる公文書該当性について

実施機関の説明によると、議事を録音した音声データは担当者が議事録に記載が必要な事項を確認するための資料として、委員の発言の詳細な記録が必要であることから録音しているものであり、委員の発言の詳細な記録を作成した後は、速やかに廃棄をしているとのことである。また、当該音声データは担当職員本人のみがアクセスすることができる個人フォルダに保存しており廃棄に当たり他者の了解は必要ないとのことである。

当該音声データは専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であり、組織として管理している職員共用の保存場所ではなく当該職員のみがアクセスできる個人フォルダに保存されていることから、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして、利用・保存されている状態であるものと認めることはできない。

この点に関連し、審査請求人は平成16年11月18日最高裁判所第一小法廷判決を挙げるが、本件とは事案を異にしており、審査請求人の主張は採用できない。

(3) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 1月27日	諮問(諮問第338号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年 2月21日	実施機関から意見聴取及び審議(第三部会第172回審査会)
令和5年 3月28日	審議(第三部会第173回審査会)
令和5年 4月26日	審議(第三部会第174回審査会)
令和5年 7月13日	答申